

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

平成28年9月2日

新潟県監査委員	野 上	信 子
新潟県監査委員	富 樫	一 成
新潟県監査委員	上 杉	知 之
新潟県監査委員	高 橋	猛

平成27年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
 テーマ「高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
1 高齢者福祉事業			
(1) 高齢者施設整備事業			
指摘 1	要綱上の調整率の取扱い	高齢者施設整備費補助金交付要綱に記載されている調整率が使用されず、要綱と異なる運用となっている。高齢者施設整備費補助金交付要綱は、補助金交付に係る重要事項を取りまとめたものであり、当然に県はその要綱に従って適切な業務の執行が求められるため、要綱と異なる運用をするべきではなく、適用しない調整率があるのであれば、適時・適切に要綱を改正すべきである。	適用しない調整率について削除し、要綱を改正した。
意見 1	消費税にかかる仕入控除税額の報告	補助金に係る仕入控除税額の報告について事業者からの報告を待つという受身の体制ではなく、仕入控除税額確定後に全ての事業者に対し、県への報告を求める等の積極的な対応が望まれる。	全ての補助事業者に対し、額の確定時に文書で指導し、仕入控除税額確定後に県へ報告するよう求めた。
(2) 高齢者福祉施設開設等支援事業			
意見 2	補助金審査体制	高齢者福祉施設開設等支援補助金のうち、地域密着型施設に対するものは市町村を通じて補助事業者に交付されるため、県は必要に応じて市町村が実施した審査資料等を確認するとともに、市町村に対し、補助金の審査を徹底させることが望まれる。	市町村から県への実績報告提出時に、事業者の実績報告や審査資料等の添付を求め確認した。また、市町村に補助金審査の徹底について通知した。
意見 3	補助金により取得した資産の管理	県は補助事業者が補助金により取得した資産を知事の承認を受けないで廃棄、処分することを防ぐためにも、補助事業者に対し、他の資産と区別して固定資産台帳に登録し、現物を資産番号で特定できるようにするなど、適切な管理を行うよう積極的に指導することが望まれる。	補助事業者に対し資産を適切に管理するよう指導した。また、介護保険法及び老人福祉法に係る現地確認の際に固定資産台帳を確認した。
(3) 軽費老人ホーム事務費補助金			
意見 4	補助金審査体制	軽費老人ホーム事務費補助金の審査において収支報告書との整合性を確認しているが、各科目の実支出額の妥当性の確認を行っていない。本包括外部監査において異常値が発見されていることから、他の施設との比較や比率分析等を実施し異常値の有無を確認することが望ましい。なお、県で分析しやすいように現在書面にて入手している実績報告資料の一部をデータで入手する等の対応も合わせて検討することが望まれる。	実績報告資料から他の施設との比較や比率分析を実施し、異常値の有無を確認した。また、実績報告資料である収支計算書等について電子データでの提出を求め、入手した。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘2	新会計基準の導入に伴う対応	平成27年度より全ての社会福祉法人が新会計基準に移行していることから、新潟県軽費老人ホーム補助金交付要綱に記載されている補助対象経費の勘定科目を遅滞なく、新会計基準の勘定科目に改正すべきである。	新会計基準の勘定科目に修正し、要綱を改正した。
意見5	補助基準額の見直し	軽費老人ホーム事務費補助金の補助基準額は、平成16年度に県単独事業となってから加算率等の軽微な見直しは行われているものの、抜本的な見直しは行われていない。経済環境の変化に伴い、補助基準額が実態と乖離している可能性があること、施設の形態、規模による公平性が求められることから補助基準額の見直しを行うことが望まれる。なお、補助金が軽費老人ホーム事務費補助金のように長期にわたり継続している運営費の補助については、補助団体の既得権化や補助内容の硬直化が起こる可能性が高いため、一定期間ごとに補助基準額の見直しを行うことが望まれる。	社会情勢の変化や施設の設定目的等を踏まえ、平成29年度予算要求にあわせて補助基準額を見直す。
指摘3	要綱にある交付条件と補助金の交付	補助対象となる業務委託契約について県が行う契約手続の取扱いに準拠せず、入札を行うべき契約において随意契約によっている事案が発見された。補助金の交付条件を満たしていないということは、要綱違反であるため、補助事業者に対し、早急に改善させるべきである。	補助事業者に対して指導を実施し、改善済み。今後、同様の事例を把握したときは、補助金交付申請時等に改善指導を行う。
指摘4	補助金審査体制	軽費老人ホーム事務費補助金の審査において、補助金額算定の基礎となる事務費実支出額が補助金の交付条件を満たしているか確認できていないものがある。施設に対し事務費実支出額が補助金の交付条件を満たしていることを確認できる書類（契約関連書類）の提出を求め、実効性のある補助金審査を行うべきである。	補助事業者に対し、交付申請時点で契約済みの契約関係書類の提出を求め、確認した。(H28.8) また、実績報告時において、当該年度の契約関係書類の提出を求め、確認する。(H29.3)
意見6	指導監査部署と補助金所管部署との連携	補助金の交付条件を満たしていない事実が判明した場合は、県は施設に対し指導を行い、改善が見込まれない場合には補助金の差し止め又は返還を求める方針とのことである。そのため、県は施設に対する指導の実効性を高めるとともに、改善が見込まれない場合には、補助金の全部又は一部を取り消す旨を施設に対し文書により通知する等、補助金交付決定の取り消しの実行可能性を高めることが望まれる。	交付申請時に、交付条件の周知とあわせて条件を満たさない場合は補助金取消しの可能性がある旨を通知し、実行性を高めた。なお、改善が見込まれない施設に対しては、指導監査部署と連携して現地調査等を行い、補助金の全部又は一部の取消しを検討する。
意見7	指導監査部署と補助金所管部署との連携	補助事業者に対する指導の実効性を高めるため、施設に対する指導監督を行う国保・福祉指導課と補助金所管部署である高齢福祉保健課との連携を一層強化することが望まれる。	指導監査部署から補助金所管部署への監査結果報告を、交付条件に合致しているかの観点で確認し、その結果を情報共有するなど連携を強化した。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
(4) 明るい長寿社会づくり事業			
意見8	補助金審査体制	明るい長寿社会づくり事業補助金に係る補助金の審査において、実績報告の添付資料間の整合性が確認されていない。県が入手している当該事業を含む高齢者福祉活動推進事業全体の「収支決算書」では実績報告との整合性の確認がとれないため、少なくとも「明るい長寿社会づくり事業」単独に係る「収支決算書」を入手し、「補助金精算書」に記載されている実支出額との整合性は確認すべきである。	明るい長寿社会づくり事業に係る収支を明確にした収支決算書を事業実施者から入手し、整合性を確認した。
2 高齢者福祉運営団体への指導監査			
意見9	特別監査の実施方針	相談や通報等によって、重要な問題の兆候を示していると考えられる場合には速やかな対応が求められる。その際、特別監査は有用な手段の一つと考えられるため、特別監査を実施する際の方針を明確に定め、指導監査を適時に実施できるように指針やマニュアル等を整備することが望まれる。	特別監査実施基準を策定し、特別監査を実施する際の方針を明確にした。
意見10	繰り返される指摘に対する指導監査の実効性	指摘事項について、改善されないまま繰り返し指摘を受けている場合には、実際に「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」から「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」へ変更することもある。しかし、「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」が何度繰り返されると「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」へ変更するのかといった点については個々の案件ごとに判断する運用となっており、明確な指針やマニュアルはないため、判断指針やマニュアル等を整備するなど厳格な運用が望まれる。	指導監査実施要領を改正し、「改善状況報告書の提出を要しない指摘事項」が繰り返された場合は、原則として「改善状況報告書の提出を要する指摘事項」とすることとした。
意見11	指導監査における立会者の明確化	指導監査の結果をまとめるために作成している監査調書等において、指導監査における立会者と講評における出席役員を記録として残すべきである。	指導監査調書を改正し、立会者及び講評出席役員等を記録することとした。
指摘5	監事監査の有効性	前回指導監査での指摘事項が繰り返された場合は、法人及び事業の運営全般を監査する監事の職務遂行に対しても何らかの問題があるというべきである。そのため、前回指導監査での指摘事項が繰り返された場合には、監事の職務遂行を改善すべきであるということを、原則的に指摘として、社会福祉法人に示すべきである。	関係部署との指導監査連絡会議において、原則として、同じ内容の指摘事項が繰り返された場合には、監事の職務遂行の改善について指摘する方針を確認した。
指摘6	現況報告書等のインターネット開示	社会福祉法人の運営の透明性を図るため、現況報告書及びその添付書類の情報開示が求められているが、情報開示が十分でない社会福祉法人が存在している。新潟県は、情報開示の必要性を社会福祉法人に十分に指導する必要がある。	情報開示が十分でない社会福祉法人には個別に指導し、情報開示を徹底させた。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
指摘7	実地調査における発見事項	包括外部監査人が実施した実地調査において各社会福祉法人で複数の不備が発見されている。新潟県として未対応の不備については、指導の実効性を高めることが必要である。	研修を充実することにより、指導監査における指導の実効性を高めることとした。
意見12	社会福祉法人の内部留保	社会福祉法人の内部留保に対する財務規律を強化する方向性で国も検討している。新潟県としても、国の動向を踏まえて、指導の方針を定める必要がある。	国が年度内に定める方針に基づき、県の方針を定める。
意見13	指導監査時間の確保	監査資源は有限である以上、指導監査機能を拡充させるためには、監査資源の増加と監査資源配分の最適化が考えられる。監査資源の増加については、人員増加が考えられる。人員増加はコストの増加を伴うが、社会福祉法人の適正かつ公平で透明性のある運営を実現するために必要なコストであれば検討すべきである。また、監査資源の配分を最適化することについては、例えば、書面監査の実施割合を増加させるといったことや、リスクが低いと考えられる対象先については機械的に2年に一度実施するという方針を見直すことで、リスクが高い先への指導監査実施における時間を確保し、質の向上を図るといったことを検討すべきである。	監査手法の見直し等により、対象先のリスクに応じてメリハリのある指導監査を実施することとした。
3 介護保険			
意見14	保険者の介護給付適正化の取組状況の把握	介護給付適正化を推進する観点から、各保険者の取組状況や課題を十分に把握・分析した上で、県による適切な支援を検討することが望まれる。具体的には、介護保険運営推進事業の実施状況を把握するのに際し、適時に各保険者への面談を行うことや、国が毎年実施している実施状況調査に際して、国のフォームに加え、県の特性分析が可能となる程度まで調査項目の詳細度を高めた県独自のフォームへの回答を各保険者に依頼し、調査結果の実効性を高めるなどの方法が考えられる。	国調査を補完するため、県独自のフォームによる調査を実施し、保険者が適正化事業を実施する上での課題を把握した。把握した課題を踏まえ保険者支援を検討し、今年度の研修に反映させた。さらに、8月下旬から9月に保険者との面談を実施し、分析を行うことにより次年度の支援を検討する。
意見15	集団指導の欠席管理	県は集団指導を継続して欠席しているサービス事業者等を把握・管理し、集団指導への出席を個別に促すとともに、実地指導先の選定の際の1つの目安にする等、指導の実効性を一層高めることが望まれる。	集団指導を連続して欠席した事業所を把握・管理し、出席を促すとともに、実地指導先の選定の1つの目安とした。
指摘8	苦情処理マニュアル	「介護保険制度における苦情処理マニュアル」は介護保険制度が施行された平成12年4月以降、一度も改訂されておらず、現制度との乖離が生じているため、新潟県は国保連に対し、適時・適切に改訂するように指導すべきである。	国保連を指導し、平成28年3月末に改訂させた。また、法改正の都度、改訂するよう指導済みであり、必要な支援も行っていく。

区分	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見16	苦情の一元管理	新潟県（高齢福祉保健課及び国保・福祉指導課）に寄せられた苦情等は電子媒体（エクセル）で管理されている一方で、国保連から入手する苦情等の情報はPDFで送付されるため、新潟県では印刷して紙媒体で保管している。つまり、新潟県に集約される苦情等が電子媒体で管理されているものと紙媒体で管理されているものがあるため、これらの情報の検索、抽出、加工等における効率化の観点から、電子媒体（エクセル等）で管理することが望まれる。	国保連から入手した苦情等の情報を、電子媒体（エクセル）で一元管理するよう改めた。